

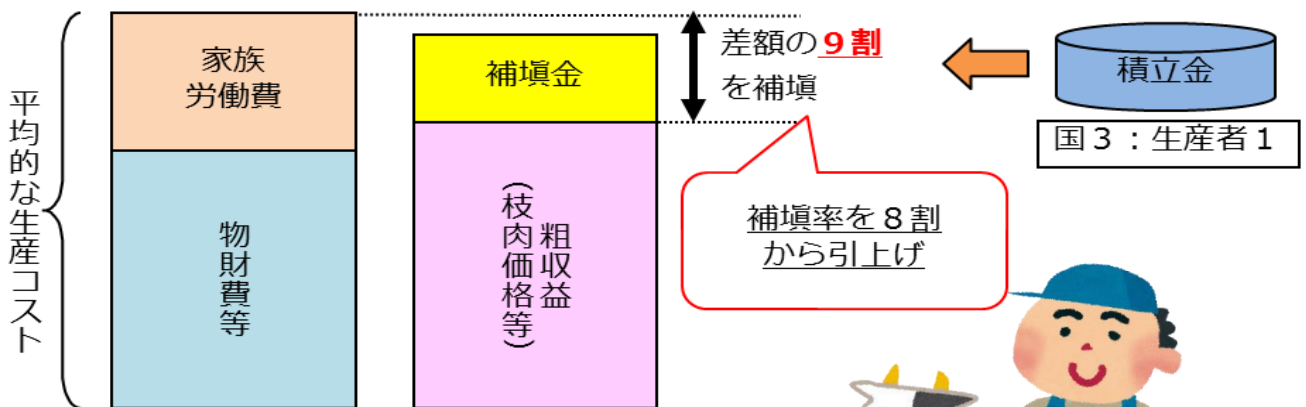
肥育牛生産者の皆様へ

牛マルキン事業が
法制化します！！



TPP11の発効日(平成30年12月30日)をもって、牛マルキン事業は新たな法律制度である「肉用牛肥育経営安定交付金制度」として、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき実施されます。

新たな国際環境のもと、恒久的な畜産経営のセーフティネットとしてスタートします。



法制化した牛マルキン事業のポイント

- ・法律に基づいた制度になります。
- ・負担割合は、生産者：機構(国) = 1：3が基本です。
- ・補填割合が8割から9割に引き上げられました。
- ・3年に1度負担金の返還を行います(納付した負担金に残額がある場合)



法制化した牛マルキン事業に加入して、
経営の安定を図りましょう！